

令和 6 年度 第 10 回川崎市危険物等保安審議会会議録

- 1 会議名 川崎市危険物等保安審議会
- 2 開催日 令和 7 年 1 月 20 日 (月)
- 3 場 所 消防局 6 階 作戦室
- 4 出席者 委員 (13 名)
大塚会長、西塚副会長、土門副会長、伊藤委員、鶴田委員、
寺田委員、福田委員、田島委員、中原委員、美和委員、
手島委員、野中委員、山火委員
事務局 (4 名)
大和田係長、和泉係員、杉山係員、段原係員

5 公開・非公開の別 公 開

6 傍聴者の数 0 名

7 議 題

- (1) 令和 6 年度第 9 回川崎市危険物等保安審議会会議録の確認
- (2) 「(仮題) 自主検査ガイドライン」の作成について
- (3) その他

8 審議経過

【大塚会長】

令和 6 年度第 10 回川崎市危険物等保安審議会を開会します。

まず初めに、人事異動により、1 月から就任させていただくことになりましたので御挨拶をさせていただきます。

(会長から就任及び開催の挨拶があった。)

本日の配布資料の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

(配布資料の説明を行った。)

【大塚会長】

令和 6 年度第 9 回川崎市危険物等保安審議会の会議録について、皆様から意見等がありますか。

意見等はないようですので前回の会議録を承認することとします。

続いて、「(仮題) 自主検査ガイドライン」の作成について議題に入ります。

本日の審議の進め方についての説明を事務局からお願いします。

【事務局】

今回も全体会議としますが。前回の会議では B 班及び C 班の経塚様まで発表が終わりましたので、今回は残りの C 班の委員様から発表をいただきたいと思います。C 班の委員様の発表が終わりましたら、前回の会議で振り分けをした、追加項目を担当す

る委員様に発表をしていただきたいと思います。

それではC班山火様からシートの説明をしていただきたいと思います。

(事務局がスクリーンに事例シートを映し出し、検討を実施。)

【山火委員】

まず、「配管」の説明を行います。事例箇所の写真について、防油堤内における配管の写真を入れ替えています。企業参考について、弊社で作成した「配管点検ポイントガイド(保温・保冷・断熱材下の外面腐食のポイント)」(添付資料:別紙10)を記載しています。法参考について、成果物見本シートに従い、表記を統一しました。

【土門副会長】

シートの改ページの位置がこちらで作成した際とずれています。

【事務局】

事務局のパソコンで表示した際、改ページの位置がずれてきています。HPに載せる際、レイアウトを修正し対応させていただきます。

【山火委員】

次に、「配管保温(冷)材」の説明を行います。事例箇所の写真について、保温材の剥がれている部分と補修した部分で改修前後が分かるようにしています。点検着眼点について、保温(冷)材の外装板の劣化や腐食等を表記し、保温(冷)材自体に湿潤がないかという内容を載せています。企業参考について、「配管」同様に弊社で作成した「配管点検ポイントガイド」を表記しています。その他、法参考について、(加熱及び保温のための設備)危規則第28条の11を表記しています。

【大塚会長】

点検着眼点で「赤外線、3Dレーザースキャン、ガス検知器等を利用して配管、保温(冷)材の点検を実施しています」とありますが、点検に係る資料は準備しますか。

【土門副会長】

点検自体は一般的な内容であり、検知器等の製品を紹介する要素が強くなるので、資料の準備までは不要かと思います。

【大塚会長】

点検着眼点に記載されている「発泡プラスチック」とはどのような素材ですか。

【土門副会長】

メーカーが推奨している保温材として「発泡プラスチック」というものがあります。

【事務局】

危険物の申請で「発泡プラスチック」を目にすることは無いのですが、危険物施設で使用するものは、不燃性のものが基本になってくると思います。

【土門副会長】

メーカー推奨ではありますが、「プラスチック」という表記が可燃性という誤解を招く可能性もありますので、削除して良いかしれません。

(事務局が点検着眼点の「発泡プラスチック」という表記の削除を実施。)

【山火委員】

次に、「配管ピット」の説明を行います。点検箇所の写真について、配管ピット専用の写真を載せました。点検着眼点及び企業参考について、配管ピット内に滞水や土砂が堆積しないよう定期的な清掃等の内容を記載しました。その他参考について、行政指導として、配管専用のピットを設けることが基本の旨を記載しています。

【野中委員】

点検箇所写真の「帯水」を「滞水」に修正してください。

(事務局が点検箇所写真の表記の修正を実施。)

【土門副会長】

他の自治体の審査基準等では、配管ピットについて、他の配管と兼用できる旨の記載がありますが、その他参考の記載として、この表記で良いですか。

【事務局】

川崎市危険物関係法令等審査基準には、危険物配管のピットについては、専用とする旨の記載はありません。当該審査基準に記載がない以上、その他参考に記載しない方が良いです。

【山火委員】

わかりました。点検箇所右上の写真は配管と排水との兼用に思われるので削除し、右下の配管専用ピットの写真については、他機関の写真を使用しているので入れ替えます。

次に、「フランジ・バルブ等」の説明を行います。事例箇所の写真でバルブの油染みの改善、フランジの未塗装の改善を載せています。企業参考ですが、②の表記の語尾について「確認しています。」に修正をしてください。法参考について、(配管等の接合) 危規則第28条の7第1項を載せています。

(事務局が企業参考②の表記の修正を実施。)

最後に、「ラック、サポート」の説明を行います。事例箇所の写真でダミーサポート折損の改善を載せています。企業参考ですが、配管の汚れがあった場合は汚れ元の確認を行い、経年による劣化等について傾向監視を行い、計画保全を策定している旨を載せています。

【田島委員】

「法参考」の表記が抜けているので記載してください。

(事務局が「法参考」の表記の追記を実施。)

【事務局】

次に、C班田島様からご説明をいただきたいと思います。

【田島委員】

まず、「保有空地（許可外物件の存置）」の説明を行います。点検箇所の写真について、保有空地内に許可された、ローリーの落下防止設備を載せています。この落下防止設備は、その他参考にも内容を記載しています。法参考について、施設区分ごとに保有空地の基準を載せています。その他参考の審査基準について、安全带等の表記を削除していますが、労安法上、安全带という言葉は用いなくなっているため修正しました。

【伊藤委員】

安全带については、ガイドライン等に表記しても良い旨がありますので、審査基準通りの表現で良いと思います。

【田島委員】

わかりました、審査基準通りの表現に修正します。

【福田委員】

点検箇所の写真について、コメントに「許可された落下防止設備を点検しています。」と修正し、企業参考②参照とした方が分かりやすいと思います。

(事務局が点検箇所写真コメントの表記の修正を実施。)

【事務局】

法参考について、⑤の（空地の幅に関する防火上有効な隔壁）危規則第13条は漢数字の一号の表記はないので「一」を削除します。

(事務局が法参考⑤の「一」の削除を実施。)

【田島委員】

次に、「保有空地（樹木、雑草）」の説明を行います。事例箇所の写真について、保有空地内に生えた雑草や樹木を改修した内容を載せています。法参考について、前頁の保有空地（許可外物件の存置）の法参考に準ずると記載し、法文は省略しました。その他参考について、保有空地の植栽に係る通達を載せ、内容は添付資料で確認できるようにしています。

【事務局】

次に、C班福田様からご説明をいただきたいと思います。

【福田委員】

まず、「装置（電動機）」の説明を行います。電動機に係る不具合の事例がなかった

ため、点検箇所の写真のみ載せています。点検着眼点について、電動機に係る「ゆるみ」「異音」「異常発熱」「異臭」等の不具合がないかを記載し、企業参考で振動計や聴診器、騒音計、赤外線サーモグラフィや温度管理ラベル等の具体的な点検方法を記載しました。その他、電動機の塗装について記載するか迷いましたが、法令等の記載がないため、記載しませんでした。

次に、「装置（ポンプ）」の説明を行います。事例箇所の写真について、オイル受けのないポンプは弊社の事例がなかったので提供していただいた写真を載せています。写真について確認をしたいのですが、事例箇所の改修前後は同じポンプの写真になりますか。

【田島委員】

弊社が提供した改修前後の写真は別の場所の写真となります。

【福田委員】

分かりました。改修前の写真は使用せず、改修後の写真を点検箇所の写真とします。点検着眼点には、オイル受けの油が溜まってないか等を追記します。

最後に、「油圧装置（油圧制御用機器類）」の説明を行います。点検着眼点について、油圧装置自体に変形、亀裂、破損、損傷、腐食、異常振動、異音、異常発熱、異臭等はないかという内容を記載しました。法参考について、（一般取扱所の基準）危政令第19条第2項第6号を載せました。

【土門副会長】

法参考について、内容が「危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所」における基準の特例ですので、油圧装置と関連が低いかもしれません。

【山火委員】

企業参考①の「多い、」を「多い。」に修正してください。

【伊藤委員】

点検着眼点に「折損」という表記を追記してください。

（事務局が内容の削除、修正等を実施。）

【事務局】

次に、C班土門様からご説明をいただきたいと思います。

【土門副会長】

まず、「注入口」の説明を行います。写真について、改修前後の事例がなかったので全て点検箇所の写真としています。企業参考について、弊社で用いている「誤品注入防止蓋」の点検も載せました。その他参考について、川崎市HP上の「申請書の解説」を参照できるようにリンク付けをしました。

【中原委員】

企業参考に記載のある「縦プレート」を点検写真内にコメントとして記載してくだ

さい。

【土門副会長】

わかりました。追記します。

次に、追加項目である、「ノズル（水管を含む）マンホール等（サイトグラス）」の説明を行います。事例箇所の写真について、サイトグラスの蓋が空いているという指摘を受けたことがあるので、蓋を閉めた写真を改修後としています。点検着眼点について、ノズル、マンホールから漏えい、腐食、変形等がないか、サイトグラスのガラスにひび割れ、汚れ等がないか、ガラス面に網、蓋等が設けられているかという内容を記載しました。その他参考①について、平成10年3月16日 消防危第29号「タンクへのサイトグラスの設置について」の内容を参照できるようにリンク付けしましたが、内容を記載するか、リンク付けにするか検討します。

【事務局】

次に、追加項目についてA班手島様からご説明をいただきたいと思えます。

【手島委員】

追加項目である「換気・排出設備等」の説明を行います。事例箇所の写真について、引火防止網の清掃前後の写真を載せています。点検着眼点及び企業参考に記載している「可燃性蒸気警報装置」は弊社に当該装置はないのですが、情報提供をしていただき、載せています。その他参考について、審査基準から換気口、排出口、給気口等には引火防止網（40メッシュ）を設けること、隔壁を貫通する集合排気ダクトを設ける場合は、貫通部に防火ダンパーを取り付けることを記載しました。

【大塚会長】

点検箇所の写真について、「カス検知部」を「ガス検知部」に修正してください。

（事務局が内容の写真コメントの修正を実施。）

【事務局】

次に、追加項目についてC班土門様からご説明をいただきたいと思えます

【土門副会長】

旭化成の大気様が欠席ですので、代わりに追加項目である「防火戸」の説明を行います。事例箇所の写真について、両開き防火戸の不具合の改修前後の写真を載せています。点検着眼点について、防火戸の変形、腐食はないか、防火戸周辺に閉鎖障害となる物品がないか等を記載しました。企業参考について、両開き防火戸について、必ず全開閉による点検をしている旨を記載しました。

【田島委員】

企業参考①の「置かれている。」に表記を修正してください。

（事務局が内容の写真コメントの修正等を実施。）

【大塚会長】

その他、御意見等はないようですので、事務局から次回開催についてのお知らせをお願いします。

【事務局】

今回は、追加項目の担当である寺田様から発表していただければと思います。

今回発表していただいた各委員様には、事務局よりシートを送信させていただきます。本日の審議内容を踏まえて修正していただき、事務局へ次回会議時までに返信してください。

回りの開催は令和7年2月17日（月）の開催を予定しております。開催場所は本日と同様6階作戦室での開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

【大塚会長】

これで令和6年度第10回川崎市危険物等保安審議会を閉会いたします。